

高知大学医学部附属病院宿日直規則

平成 21 年 3 月 11 日
規 則 第 102 号

最終改正 平成 27 年 3 月 25 日規則第 151 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則第 39 条及び国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第 32 条の規定に基づき、高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における宿日直勤務（以下「当直」という。）について必要な事項を定める。

(当直者の範囲及び勤務内容)

第 2 条 当直者の範囲及び勤務内容は、次のとおりとする。

勤務者	勤務内容
病院に勤務する医師又は歯科医師	少数の要注意患者の定時検脈、検温等特殊の措置を必要としない軽度の、又は短時間の業務を行う勤務 入院患者の病状の急変等に対応するための待機等の勤務
病院に勤務する臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士又は薬剤師	電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とする勤務

(勤務時間)

第 3 条 当直の勤務時間は、次のとおりとする。

勤務者	勤務区分	勤務時間
病院に勤務する医師又は歯科医師	宿直勤務	午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで
	日直勤務	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
病院に勤務する臨床検査技師	宿直勤務	午前 0 時 00 分から午前 6 時 45 分まで
病院に勤務する診療放射線技師	宿直勤務	午前 0 時 00 分から午前 6 時 45 分まで
病院に勤務する臨床工学技士	宿直勤務	午前 0 時 00 分から午前 6 時 45 分まで
病院に勤務する薬剤師	宿直勤務	午前 0 時 00 分から午前 6 時 30 分まで

	日直勤務	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
--	------	----------------------------

(勤務の命令及び割り振り)

第 4 条 当直は、病院長が命ずる。

2 病院長は、当該診療科、当該中央診療施設、当該診療支援施設及び薬剤部（以下「当該診療科等」という。）の当直割り振りを定め、実施する月の前月の 25 日までに当該職員に通知するものとする。

3 前項の通知は、当直割り振り表により行うものとする。

(勤務の交替)

第 5 条 当直を命じられた者が、やむを得ない理由のため命令された日に勤務を行うことができないときは、病院長の許可を得て、勤務を交替することができる。

(非常事態の措置)

第 6 条 当直者は、災害その他の非常事態が発生したときは、直ちに関係者に連絡するとともに、臨機の措置を講じなければならない。

(当直日誌)

第 7 条 当直者は、当直日誌に所要事項を記入の上、勤務終了後、当該診療科等の長に提出し、又は次番の当直者に引き継ぐものとする。

(庶務)

第 8 条 当直に関する庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、当直の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人高知大学医学部附属病院診療宿日直規則（平成 16 年規則第 34 号）及び国立大学法人高知大学医学部附属病院医療技術宿日直規則（平成 16 年規則第 35 号）は、廃止する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 151 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。